

本計画に掲げるまちづくりを推進するために、すべての施策・事業について、次のことを基本として取り組みます。

1. 協働と自主自立によるまちづくり

(1) 自主自立の地域づくりの推進

住民と行政の役割を明確にし、「自らのまちは自らがつくる」という住民の自治意識を高めるとともに、住民に身近な場所で、地域づくりに対する支援を充実し、住民生活に直結した様々な課題解決に重要な役割を果たしてきた地域コミュニティの活性化に取り組みます。

(2) 住民公益活動の支援

NPOや住民ボランティアなどの団体が社会の形成に主体的に参画し新しい公共の担い手となるよう、積極的な情報の提供、ネットワークづくりの場の提供、人材の育成などを通して、住民による公益活動を支援します。

2. 信頼される市政運営

(1) 開かれた市政の推進

市政情報を適切に管理するとともに、積極的に公開し住民との情報共有に努めます。

さらに、各種審議会などの政策形成過程への住民参画を促進し、住民の声を市政に反映させる仕組みを充実させ、住民と行政の相互理解と信頼に基づく開かれた市政を推進します。

(2) 住民の視点に立ったサービスの提供

住民の意向や満足度、ニーズを的確に把握しつつ、住民の視点に立った質の高いサービスを安定的に提供します。

(3) 法令遵守の徹底

職員研修の充実や事務事業のチェック体制の強化などに努め、職員の公正な職務の執行を徹底します。

【第7章】基本計画の推進に向けて

3. 効率的で質の高い行政運営

(1) 行財政運営の効率化

執行体制の見直しや民間委託などの推進を通して、簡素で効率的な行政体制を構築するとともに、限られた財源と人員の効果的・効率的な配分や、情報通信技術の積極的な活用など、経営的視点に立った質の高い行財政運営に努めます。

(2) 行政評価制度の充実

施策、事業の目的を明確化しその成果を重視するとともに、効果的・効率的な施策展開を図るため、行政評価制度のさらなる充実に努めます。また、その結果については広く公表し、各取り組みの現状・成果、課題などについて住民と情報を共有化する手段として活用していきます。

(3) 協働と自主自立のまちづくりを進めるための職員の資質向上

地方分権に対応し、自らの判断と責任による自立したまちづくりに向けて、職員の意識改革はもとより、企画立案やコーディネート能力など、職員一人ひとりの資質向上に努めます。

4. 市域を越えた広域的連携

(1) 熊本都市圏市町村との連携強化

熊本都市圏が熊本県全体をけん引し、九州中央の交流拠点としてさらなる成長を果たすため、「熊本都市圏ビジョン」に基づき、熊本都市圏を構成する自治体と相互に補完協力し、力を合わせて魅力ある熊本都市圏の創造に取り組みます。さらに、熊本都市圏の優位性の確立や拠点性の向上を図るため、政令指定都市への迅速な移行を図ります。

(2) 九州各都市や東アジアとの連携強化

社会、経済のグローバル化の急速な進展や将来の道州制導入も見据え、九州が一体的に発展していくために、九州の縦軸・横軸を形成する各都市との連携を積極的に進めます。さらに、本地域の立地特性や地理的特性を踏まえ、九州の拠点として、様々な分野で経済成長が著しい東アジアとの交流を促進します。

【第7章】基本計画の推進に向けて

5. 合併後の円滑なまちづくりの推進

(1) 合併特例区の設置

合併に伴う住民サービスなどの激変を緩和するとともに、本地域と現熊本市域との円滑な融合を図るために、合併特例区を設け、住民自治の充実を図り地域特性を生かしたまちづくりを進めます。

(2) 住民交流の推進

合併後の新市のまちづくりを円滑に進めていくため、本地域と現熊本市域の住民による交流を活発化し、新しいくまもとづくりへの機運の醸成に努めます。



(3) 政令指定都市への迅速な移行

行政区(区役所)制度による住民に身近な場所での総合的・迅速なサービス提供や、地域特性に応じた自主自立の地域づくりの推進をはじめ、新市のまちづくりを円滑かつ強力に推進するために、政令指定都市への迅速な移行を図ります。